

円山川下流地域広域景観形成基準（旧風景形成基準）

1 風景の特性

円山川の悠然たる流れや氷ノ山の雄大な山容、自然美を極めた但馬海岸。

このような豊かな自然が四季折々に多彩な表情を見せる但馬地域は、日本の原風景ともいえる景観を今に残している。それは、人々にとって自然的情緒や感情を蘇生させることのできる“こころのふるさと”といえるものであり、また、社会がますます成熟化する今日、誰もがいきいきと暮らせる理想の都“あしたのふるさと”としての可能性が期待されるものである。

その但馬の中であって、特に円山川は、人々をひきつけてやまないさまざまな要素に満ちている。但馬国造りなど、記紀にでてくる神話や伝説をはじめとする数多くの民話、高瀬船など産業と暮らしを支えてきた舟運、さらには但馬の風物詩である霧の発生に伴う景観の変化など、但馬の人々は、この川とともに歴史を刻み個性あふれる文化を育んできた。その意味で、円山川は、但馬の“母なる川”“ふるさとの川”と呼ぶにふさわしい、人と自然との共生を象徴する川といえる。

円山川の特徴は、海側に大きく開かれた扇状地を形成することなく、緑の山々に囲まれた盆地の中に但馬の中核都市である豊岡市を形成していることである。そのため、河口に近い都市近郊であっても、常に背景は緑の山々に囲まれている“山紫水明の美”を有する風景となっており、冬には墨絵を思わせる美しい雪景色を見せてくれる。

また、日本海沿岸の主要都市を流れる一級河川の中では最も低い水源地標高と下流部における流下勾配の平坦さも大きな特徴である。このため特に下流部では非常にゆったりとした大陸的な河川の風貌を漂わせるとともに、中州や河川敷に広がる自然群生するヨシやオギ、ガマ、ホソバイヌタデ、そして点在するカワヤナギなどの植物と相まって、倒景にも優れた川面の風情をつくり出している。

円山川と六方川に囲まれた平野部では、その開放的な広がりかのびやかで美しい田園風景を形成するとともに、豊岡市日高町国府地区の護岸沿いでは、エノキとムクノキを主とする、およそ1.5km続く美しい河畔林が見られ、竹林と一体となって原生林的な独特の情景を醸し出している。

円山川は、但馬地域の住民の多くが川沿いに生活するにもかかわらず、このように自然的にも大変優れた環境を維持し、自然と人々が共生してきた。その歴史を引き継ぐように、この地域において特別天然記念物コウノトリを再び大空に帰す計画が進められている。

こうしたかけがえのない風景を県民の共感のもとに保全、継承し、さらに向上発展させていく必要がある。

そこで、美しい風景づくりを推進していくために、風景形成の大きな要素である大規模建築物等について、具体的基準を次のとおり定める。

ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上、この地域の優れた景観の形成を図

る上で、この基準を適用することが適当でないと認める大規模建築物等については、この風景形成基準によらないことができることとする。

2 地域内領域の設定

風景形成地域の範囲を「市街地・集落領域」と「田園・山並み領域」に区分する。

ア 市街地・集落領域

自然との調和に加え、建築物相互間の調和にも配慮することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域。若しくは、将来そのような可能性が高い区域。

イ 田園・山並み領域

田園との調和、あるいは背景にある山並みとの調和を図ることにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域。

3 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩等

対象種別領域等	建築物		工作物
	市街地・集落領域	田園・山並み領域	
基本目標	あしたのふるさと但馬の創造 快適生活空間の形成 自然との共生 伝統文化の再認識 交流の舞台づくり		・左記に同じ
基本方針	背景となる山地・山容の維持、保全 ランドマークへの眺望景観の継承 屋並み風景の連続性の確保 風景と調和した植栽の推進		・左記に同じ
位置 ・ 規模	〔位置〕 ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的ランドマークや、孤立峰的山地などの自然的要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。	〔位置〕 ・左記に同じ	〔位置〕 ・左記に同じ

対象種別領域等	建築物		工作物
	市街地・集落領域	田園・山並み領域	
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ・対岸からの眺望についても、分散したり、分棟したりするなど周辺景観に突出しない位置・規模とする。 ・円山川の流路と建築物の長手方向が平行する形とならないよう留意するなど、開放的な対岸景を継承するよう努める。 ・敷地境界からセットバックするなど、近隣に圧迫感を与えないように努めるとともに、周辺景観との調和に配慮する。 ・川に接している敷地は、できるだけ堤防敷との隙間の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。 ・敷地が山裾の場合、谷の壁に配置するなど景観上突出しないよう努める。 ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、山並み稜線の連続性を損なうような稜線上の建築物配置とならないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別）
	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、稜線のスカイラインを分断、又は遮へいしない高さとするよう努める。また、市街地では周辺建築物と調和のとれた高さとなるよう努める。 	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円山川沿いの主要な眺望点から見て、背景の山地や丘陵のスカイラインを切らない高さとするよう努める。 	<p>〔高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別）

対象種別領域等	建築物		工作物
	市街地・集落領域	田園・山並み領域	
位置 ・ 規模	〔周辺建築物との関係〕 ・隣接する建築物の軒高や間口と調和させ、リズムカルな連続性確保に努める。		〔周辺建築物との関係〕 ・左記に同じ（領域別）
	〔敷地〕 ・余裕ある敷地を確保し、建ぺい率、容積率にゆとりを持たせるよう努める。	〔敷地〕 ・左記に同じ ・地形や周辺環境の特徴を生かすように配慮する。	〔敷地〕 ・左記に同じ ・左記に同じ（領域別）
意匠	壁面 ・艶のある石州瓦の屋並みや緑と調和するような陰影の深いファサード意匠となるよう配慮する。 ・外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型平面にするなど巨大な壁面が目立つことのないよう努める。 ・対岸からの見え方にも配慮したデザインとなるよう努める。 ・低層部については、まち並みの意匠の連続性に配慮するとともに、高層部においては、隣接する建築物や棟間の隙間確保にできるだけ努める。	・背景の緑と調和しやすい端正な壁面構成に努める。 ・横長のプロポーションとなる場合は、分節したり、雁行型とするなど周辺と調和した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・軒高を低く抑え、ボリューム感を軽減させ、周辺の緑地環境に溶け込むようにする。	・周辺に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。

対象種別領域等		建築物		工作物
		市街地・集落領域	田園・山並み領域	
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・街路景観のそろっているところでは、意匠の連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・田園と調和しやすい、水平美を基調とした意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。[再掲]
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管、ダクト管などは外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、緑による遮へいや壁面と同色の仕上げを施すなどの措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は切妻など勾配屋根とするよう努める。 ・塔屋部の突出を避け、建築物との一体的デザインに配慮する。 ・やむを得ず塔屋を設ける場合は、勾配屋根にするなど、建築物本体との調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根形状は切妻などの勾配屋根や周辺と調和した屋根形状とするよう努める。 ・勾配屋根やフレーム、棟飾りなどで軽快なスカイラインとなるよう配慮する。 	
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面を立ち上げるか、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。 	
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な無窓壁など、単調な壁面をつくらないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	

対象種別領域等		建築物		工作物
		市街地・集落領域	田園・山並み領域	
意匠	低層部	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口部は、緑と調和するよう陰影の深いファサード意匠となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎部は周辺の自然景観との調和を図る。 ・周辺から緑に包まれた印象となるよう緑化修景に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。[再掲]
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物本体と調和した意匠、外壁仕上げとなるよう配慮し、円山川沿いや通りの主要な地点から見えにくい構造となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	
	駐車場部	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した入口意匠、外壁仕上げとなるよう配慮し、円山川沿いや通りの主要な地点から自動車が見えにくい構造となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物との調和を図る。洗濯物が円山川沿いや通りの主要な地点から直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・旧街道沿いの家屋や集落と接する領域では、特に周辺との連続性、壁面位置、意匠、素材などに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの視線を集める場所に建つ場合は、建築物の意匠に特に配慮したり、緑化による遮へいに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別）

対象種別領域等		建築物		工作物
		市街地・集落領域	田園・山並み領域	
材料		<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮する。 ・下見板や基礎の石組などには地場材料やそれに類した素材を活用するなど、但馬の地域特性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ ・左記に同じ
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。 (1) R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・周辺との色調の連続性などに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・緑と調和した落ち着いた色調に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ（領域別）

対象種別領域等		建築物		工作物
		市街地・集落領域	田園・山並み領域	
色彩	外壁			<ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・石州瓦の屋並みと違和感がなく、周辺の緑と調和した落ち着いた色調に努める。 ・外壁の基準に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・上記にかかわらず、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。

対象種別領域等		建築物		工作物
		市街地・集落領域	田園・山並み領域	
その他の	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮するとともに、四季を感じさせる植栽に努める。ただし、工場立地法（昭和34年法律第24号）その他の法令により緑化基準が設けられている建築物については適用しない。 ・円山川沿いからの視線の方向に配慮した高木植栽に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・四周からの眺めに配慮し、緑に包まれた印象となるよう緑化修景に努める。 ・地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮したうえで、敷地内に低・中・高木を適切に配置し、周辺の緑地環境との調和に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられている建築物については適用しない。 ・円山川沿いからの視線の方向に配慮したボリューム感のある植栽に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の植栽に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。

対象種別領域等		建築物		工作物
		市街地・集落領域	田園・山並み領域	
その他の	植栽	・現在ある樹木は原則として伐採しない。やむを得ない場合は移植に努める。	・左記に同じ	・周囲の植栽に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 [再掲]
	駐車場	・円山川沿いや通りの主要な地点から自動車が見えにくい構造とし、外周部はできるだけ緑化に努める。	・周辺から自動車が見えにくい構造とし、外周部はできるだけ緑化に努める。	・左記に同じ（領域別）
	外構	・単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、周辺のまち並みと調和した印象となるよう配慮する。 ・水路景観を考慮し、水路等の安易な暗渠化を避け、周辺と調和させるなど、一体的な修景に努める。	・閉鎖的な塀・擁壁を避け植栽を併用するなど、周辺との調和に努める。 ・水路景観を考慮し、水路等の安易な暗渠化を避け、周辺と調和させるなど、集落や田園などと一体的な修景に努める。	・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別）

注1) 各領域の位置は、円山川下流域風景形成基準付図に示すとおり。

注2) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画が定められた区域にあっては、この基準は適用しない。